

平成22年度 第2回 寒川町総合計画審議会 会議要旨

日時：平成22年11月9日（火）
午後1時30分～4時35分
場所：議会第1委員会室

出席者：飯田誠会長、小島栄子委員、黒沢善行委員、早乙女昭委員、
鈴木宏文委員、脇文亮委員、北村明委員、熊澤茂委員、西川宣夫委員、
大庭照人委員
欠席者：藤沢喜代治委員、今井雄二委員、玉井拙夫委員、佐藤一夫委員、
村松正喜委員、小林篤子委員
事務局：木内企画政策部長、石井専任主幹、深澤副主幹、小林主査、
高橋主任主事
傍聴者：2名

1. 開会・・・木内企画政策部長

○開会のあいさつ

2. 会長あいさつ

○本日で、第2回目の会議となる。活発な意見をお願いする。

3. 諮問(山上町長)

○今後とも寒川町の明るく希望のある将来を一緒になって考えていきたい。
○諮問書読み上げ、会長宛に諮問書を提出した。＜資料番号1参照＞

4. 議題

(1) 寒川町総合計画さむかわ2020プラン基本構想改定(案)の審議について

【会 長】 審議の進め方について、事務局より何か提案はあるか。

【事務局】 事務局としては、まず、基本構想改定(案)についてご審議いただきたい。
また、審議としては、範囲が広いため各項目ごとに進めていきたい。

【会 長】 事務局の提案どおりとしてよろしいか。

【委 員】 事務局案でよろしい。

【委 員】 今後、計画について審議していくわけだが、今後のスケジュールについて、
説明いただきたい。

【事務局】 次回の審議会には、スケジュールを提示させていただくが、大きくは平成
23年6月には基本構想の部分について議決を考えている。また、平成2
3年9月に基本計画及び実施計画について決めていきたいと考えている。

【会 長】 それでは各項目ごとに進めていく。

●「第1章 計画策定の意義」について

【会 長】 それでは、第1章計画策定の意義について事務局から説明をお願いする。

○事務局より「第1章 計画策定の意義」について説明。

【会 長】説明が終わったが、この部分で何か質疑等あるか。

【委 員】特にありません。

【会 長】特にないようですので、第1章につきましては、審議を終結いたします。

●「第2章 総合計画の概要」について

【会 長】それでは、第2章総合計画の概要について事務局から説明をお願いします。

○事務局より「第2章 総合計画の概要」について説明。

【会 長】説明が終わったが、この部分で何か質疑等あるか。

【委 員】計画の名称だが、ここで新たに構想について変更するが、その名称について継承する理由はなぜか。

【事務局】総合計画の名称については、平成14年から平成32年までの計画であることから、今回の名称についても計画期間内であるため、その名称について継承した。

【委 員】構想について変更しないのであればいいが、変更することとなるので、例えば「寒川町総合計画 新 さむかわ2020プラン」など、構想を変えるで名称も新たになるのではないか。

【事務局】全て新しくなるものであれば名称も変えたいと思いますが、今回は時代の変化に沿った中で内容を一部修正したものであることから、名称についてそのままとさせていただいている。

【事務局】説明をさせていただいた部分については、序論、プロローグの部分で、この後に説明するのが基本構想になっている。基本構想の大きな変更点としては人口推計の部分で序論の中に移したことであり、その他については時代趨勢による変化若干の変更をしているのみである。平成32年の計画終了時にこの名称での計画がどのような計画であったのか検証するためにも一定の名称とした方が検証しやすいと思うので、そのまま使わせていただいている。また、この名称につきても庁内の検討組織の中でも検討してきたが、そういった方向性でまとめている。

【委 員】構想について、多少なりとも人口など変えるならば、改定さむかわ2020プランとする方が、私としては良いと思う。ほとんど文章とか変えていなくて、まちづくりの方法も変わっていないという中で、名称変更を基本計画は良いが基本構想までやるのか、その辺は最後で良いのか、この場でやるのかわかりませんが、私の考え方です。

【会 長】考え方でいろいろと意見が違いますけども、中身についてはそれほど変わっていない。そういったことで、また改めて構想を論議するのは。

【事務局】全体的な意見として、最後の部分で議論したいと思います。

【会 長】他に質疑のある方はいますか。

【委 員】事務局サイドで話を聞いているかどうかですが、別の場面で先日男女共同参画プランの協議会があったが、その時の説明は総合計画は従来は5年でやっているが、新たに作ろうとしているものもやはり5年である。基本的には2020プランに基づく改定であるといった話があるにもかかわらず、当然3年ごとの計画にならなければ矛盾があるため、その事務局サイドに企画の方に話を通しておくように言っている。部門は部門で総合計画の名を使って計画を単独で作っているというのはどうかと思う。その辺のすり合わせが十分にできていないのではないかと。最上位計画を企画の方で作って、これに従って町の行政が動いているのに、ところが他の部局は5年計画のまま今後もいくという議論をしている。近いうちに総合計画審議会もあるので前もってすり合わせをやるように話もした。また、すぐにパブリックコメントもかけるといって動いているので、その辺を政策会議などの中でしっかり議論した上で決めないと、何のための総合計画なんだという話になると言ったが、それについて聞いているか。

【事務局】そちらの話については、聞いておりません。ただ、各主管課の方には4月には基本方針並びに実施計画が3年になる旨を伝えてはいるところですが、その辺については主管課の方に確認・調整したい。

【委 員】そういった心配があったので、近々審議会があるので確認するように言っていた。その話が行っていないというのは、全然話にならない。逆に企画政策部が今後こうするんだと言う話が、基本計画や実施計画を作るという話が、それぞれの部署に伝わっていないと思う。伝わっていればそのような矛盾した計画を作るはずはないと思う。

【事務局】庁内会議として、総合計画の策定委員会がありまして、委員としては部長で、また、作業部会を設けまして全課の課長が委員となっています。作業部会を開催している中で全課の課長は出席していますので、その中では今回の総合計画については3年ごとに改定していく旨を伝えています。

【部 長】今のご指摘ですが、今までの5年ということと、これからの3年ごとというのは、それぞれの担当で承知しているはずですので、上位計画である2020プランと今の計画との整合性はどこかで合わせていかなければならないと考えますので、そこについては、どのように合わせるのかは、後日内容の方を調整させていただくとしかこの場ではお答えできないので、承知はして5年にしたというところもあるかもしれないので、その辺は確認をさせていただきたい。

【会 長】整理すると、これから全庁を上げて3年間という方向に徹底していきたいのか、それとも5年などそれぞれでいいのか。総合計画の中で3年間のスパンを周知徹底していくという方向でいいのか。

【部 長】実施計画については、実行性を伴うということで3年間としているが、基本計画はあくまでも9年間のスパンで作る予定ですので、その辺について今の計画のつくりとして、どのような整合性がとれているのか確認しないと今はお話しはできない。

【会 長】今の計画について、片方では3年ごとに見直すとしており、片方では5年間で計画を作っているとするとギャップがあるが、総合計画としては、あと残りが9年間あるので3年ごとに3つに割ったのかと取れるわけで、これからは3年間のスパンで行くと決まるのであれば、総合計画の中からあ

らゆる部署においては3年間で区切っていくと徹底をするのかしないのか。徹底しないとおかしくなるのではないかということである。

【委員】 これについて実施計画と出ていて、この計画は5年計画である。問題はこの計画が現在パブリックコメントを行っているが、やる前に総合計画と整合性をしっかりと確認してくれと依頼した。パブリックコメントまでかける計画であることから、この計画についても重要な計画と考えられる。こちらでは今後3年間で実施していくと審議していながら、かたや5年ごとの計画となっている。その前の段階でしっかり町の中で統一を図ってからパブリックコメントを行ってくれと言ったが、その確認が担当部局に行っていない自体、本日審議することにどれだけの意味があるのか根本的なところに戻ってしまう。

【会長】 基本的なことである。計画によって3年ごとや5年ごとになっているのは変ではないか。

【委員】 実施計画が含まれているので、しっかりと整合性をとってくださいと依頼してある。

【部長】 今のご指摘については、その通りですので、その実施計画を既にパブコメにかけようとしていること自体は、現行の前期基本計画に基づいて策定をしていると思う。それについては、今後、24年からの後期基本計画を策定するわけだが、その時点で後期基本計画に合わないようであればその部分について変更を指示していくことになるものと考えます。

【会長】 そうなると、2020プランの大きな変更になるのか。

【部長】 総合計画の方ではなくて、委員からご指摘のあった方の計画については、現計画の前期基本計画を基に策定しているので、こちらについて現在5年としているが、今後後期基本計画を策定することによって、その辺の方針にズレが生じた場合はその計画について後期基本計画に合わしていくようになると思う。

【会長】 要約すると、今までの計画はここまで来ている。新たに作るものについては、ちゃんと3年間ごとになるということで、それは23年の6月の改定に合わせていくということでしょうか。

【事務局】 町の他の計画につきましても同様ですが、それぞれの施策ごとに起点終点がある。総合計画について今後3年間の実施計画とするように動いておりますが、各計画によっては、例えば国の法律に基づいて5年スパンの計画があったり、いろいろあると思う。例えば線引きの見直しなどですと5年というスパンになります。そうなるとこの線引きというものを3年の実施計画に入れ込むのは不可能である。そういった事業によってはスパンというものが違うと思うが、総合計画についてはそれを全体的に包括しているので、基本計画の中ではその方向性を謳って、実施計画の中ではこの3年の間にその事業の定量的なものを示しながら、どこまで進めていくのかというものが実施計画となる。ですので、ご指摘のとおり双方3年間の計画でマッチングするのがベストだと思いますが、中には施策の関係上どうしてもギャップが生じることがあります。委員のご指摘のとおり同時期のスタートで同時期に終わって同じローリングしていくのがベストであると思いますが、全ての計画がそのようなスタートとゴールが同時期ではありませんので、そこについては定量的な方向性を失わない限り整合性は取れていくものではないかと思いますが、いかがでしょうか。

【会 長】 著しい社会の変化に対応してということがあるので、その中であらゆるものが変化していく。ただそれを3年間ごとに見直すという基本的な考え方がこれから修正して、今後3年間で徹底していくといった意見ならそれならそれでいい。その考え方が正しいのか正しくないのか。今、言われたのは5年間ごとに片方がなっているが、3年間ごとに修正をして23年度からはそういった方針でいくということであればそれで良いと思うが。

【事務局】 一番の最上位計画は総合計画であり、その総合計画の沿いまして今後につきましては3年ごとに見直していこうという方針です。そういった中で、今、男女共同参画プランの話がありましたが、事業としては、総合計画が最上位計画であるので、その中で事業の推進を見て、それに男女共同参画プランの実施計画がずれてくるのであればそちらの方の変更という形で作ってもらえるようになる。実施計画でも毎年事業の見直しをしておりますので、各計画につきましても進捗状況に合わせて実施計画の内容を常に見直していくのが当然であると思っているので、そういった中で実施計画の Spann についても、進捗状況に合わせて実施計画を見直していくことも必要であると考えます。

【会 長】 そういった説明だと、また中身がバラバラで良いということになってしまうので、総合計画としては、基本的には3年間ごとに見直していきますと、今後他の計画についても3年ごとには見直しますといった基本的な考え方を底辺に持たないといけないのではないのか。

【事務局】 今言われているとおりで、既存計画が既にスタートしているのであれば、それを縮めて修正するのはナンセンスと思いますが、これから策定する計画につきましては総合計画が最上位計画でありますので末端の実施計画が3年といった長さであれば、他の計画についてもその長さに合わせてやっていくのが、開始時期がどこであれ、その長さを合わせていく必要はあると思う。そういったものについては今後すり合わせをする必要があると思います。

【会 長】 これからは、なるべくそれに沿っていくよう徹底していくといくことでよろしいか。

【委 員】 私が問題にしているのは2点です。1つは各部局との意思疎通が図られているのかどうかということ確認したい。あれほど申し上げたのに実際に話を聞いていないということは通常考えられない。基本構想があって基本計画に基づいて実施計画を作りますと、実施計画については4月頃には3年ごとで行くとして庁内で動いているにもかかわらず、他の部局では5年でやると言っている。そこについて問題提起したにもかかわらず、その話さえ行っていないのはおかしい。そのための企画政策部だと思う。それが1つと、今回パブリックコメントを出せばいいといった感覚はないと思いますが、5年計画のまま出して、結果としては27年度は除いて、26年度までの4年間で切れればいい話である。要は23年から26年度までとすればいいだけの話でパブリックコメントをかければいい。それとも一度出したものを再度かけ直すのか。実施計画として1年間分改めて変えますとパブリックコメントかけますか。普通は4月の時点でわかっていたのであれば、しっかりと今の段階で26年度できるような形に修正して、パブリックコメントをかけるべきだと思う。何のためのパブリックコメントなのか、かければいいといった話ではない。その辺取りまとめの部署としての役割を果たして欲しい。その2点です。

【事務局】委員の言われた内容についてはその通りです。我々の部署としては各計画を所管するところであり、各計画間の整合性について注意を払いながらそういったものに取り組んでいきたいと思っております。これにつきまして担当の方と詰めていきたいと思っておりますが、今後他の計画についても同様に調整していきたいと思っております。

【委員】委員のご指摘はその通りでありまして、先ほど事務局からのお話しで内容もそうだと思いますが、一番上位の計画ですので、具体は実施計画のレベルで下位のプランがこの内容を超えて定めていくというのは基本的にはあり得ない。具体的なレベルの計画であればそうだろうと思っているが、それは県の方も同様で、それ以降は施策の方向性を示すとか、そのようなやり方もあると思う。ただ、計画期間を全て3年に合わすということは、これは先ほど話がありましたが、これは現実的には難しいところがありまして、いろいろな計画の経過や内容などもありまして、内容については実施計画までは盛り込んでなくて方向性ぐらいまでであれば、一般的にはこれまで5年でやってきておりますので、大体5年ベースで計画というのは作られますので、そこを一律というのは、先ほど事務局から話したような見方が必要なんだろうと思っております。

【会長】よろしいでしょうか。

【委員】ちゃんと意思疎通を図って欲しいと言うことです。

【会長】よろしいでしょうか。他に何かありますか。

【委員】ここで大きく変わる部分として、今まで実施計画を5年としていたものが3年になることが一番大きな変化だと思いますが、今までの作業部会だとか、これまでの検証とかの場面で、職員のレベルでこういった話があったら5年から3年にしていこうというものがどういったところから出てきたのか。それから、今まで5年であったものを3年にすることによって今までと何が違って、どういったことが可能になるのかしっかりと話し合われたうえで、その辺の細かい説明がなかったと思うので、その背景をここで明らかにしていただいて、この3年が妥当なのかどうか判断していかなければならないと思うが、もう少し説明を願う。

【事務局】5年から3年にしようという背景ですが、これまで5年間でやってきた中で、あまりにも実施計画の実現性が少ない。今回の緊急財政などのように、来年のこともわからない現状の中でこの実施計画を定めるが、基本的には実施計画に載せたものは必ずやるものとして考えており、そういった中で5年間ではあまりにも先が見えないため、計画期間について検討した結果3年が妥当ではないかと事務局から提案させていただいた。そういった中、作業部会や策定委員会で3年間で検討したところ、5年間だと実際にできるかどうかかわからないことから、計画的にも3年程度は見通していかなければならないのではないかとこの考えによりまして3年間に決めさせていただいた。3年にして何がかわるかという点については、これまでよりも実行性が高まることであり、また、短い期間での計画見直しができることから、今回実施計画については3年間とした。

【委員】そういった背景があつて、3年にすればゴールが近いので、計画に実行性は今までより上がると思う。また、5年計画でやっている時は、1年間何もやらなくても何も見直さないで次の年に入ってしまうことをしないためにも、こういったところに例えば「3年ごとの計画だが、その実行性については各年ごとに検証していく」といった文章がここに付け加わっても良

いと思う。そうしないと職員の意識も変わっていかないと思う。当然今までも前期について一生懸命やってきたと思いますが、それでもできなかった部分で何が悪かったのかということ、毎年毎年の検証という部分が甘かったのかということ、ということで今回3年にするので、そういった1文が加わっても良いのではないか。

【会 長】 委員からのご指摘は、より鮮明にするのと同時に、1年間ごとの実行計画の検証を行い、次の年に活かしていったらどうかという意見で、各年ごとに検証するとその1行ぐらい入れた方が良いのではという意見ですが、文章の作成の時にきっちりと入れていただいた方が良いと思うが、これについて後異議ございませんか。

【委 員】 確認をさせていただきたいが、私の解釈は1年経ったらそこからまた3年計画する尺取り虫方式と企業では言っていますが、そういった解釈と聞いていたが、今聞いていると、どうもそうではない危惧を受けたが、その点はどうか。

【事務局】 基本的には3年間を計画期間とさせていただく。その3年間は基本スパンとさせていただいて、毎年社会環境が変わるので、毎年3年スパンの中で見直していきたいと考える。1年計画してまた3年間を計画してしまうのであれば何も定まっていなく、尺取り虫でいきますと毎年決めていくのと同じことになってしまい、先が見えなくなってしまうので、3年間スパンとさせていただく。

【会 長】 解釈が違う。3年ごとに作っていくのではなくて、長い構想の中で要するに3年ごとの反省と実施を、現実にできているのかどうかという検証をしていくのが3年間ごとですという意味を言われた。そういうことでいいですか。

【委 員】 今の説明だと何か違うような感じを受けましたが。

【事務局】 委員の今言われている話は、例えば24年スタートですと26年で終わりますが、1年経過したときは25年から27年までの3年分の計画を作るということでしょうか。

【委 員】 見直しです。

【事務局】 見直しで、またそれを1年延長して、そこから3年間ということでしょうか。

【委 員】 そういうことが起こらないことはあるかもしれないが、ピッチが速いからそういうことが起こる可能性を危惧するわけである。

【事務局】 私どもが今考えているのは、記載しているとおり24年から26年というスパンは変わらないつもりで考えております。1年経過した時には残り2年でどれだけできるか、また、24年からスタートしますので、25年の時には次の実施計画について策定準備が必要であり、1年経過した時点で次の実施計画を見据えておりますので、実際にはそういった継続性はあります。

【委 員】 そういうことは、私の言った尺取り虫方式ではやりづらいと言うことか。現実問題としてはやれないと言うことか。事情があると言うことか。その辺をはっきり聞いた方が良い。

【事務局】 やれないといったことではない。先ほどご説明したとおり、総合計画は最上位計画であり、その他の計画とも整合性を取らなければなりません。そういった中で、総合計画が1年経過するたびに更新していくと、その他の計画も連続性を持ってやっていかなければなりませんので、例えば国から方針が出ていないようなものの中にはあるかもしれません。そのようなことから、ある一定の期間を定め、その中で出来たか出来なかったか、出来なければなぜ出来なかったのか、次の計画に活かしながら今までやってきたところである。ただし、先日程摘のあったとおり、次の計画にならない限り直らないからいけないとご指摘がありましたが、事務事業評価なり評価システムを使いながら計画期間内に内容を改善していくように考えている。

【委員】 同じことを言っているのであればいいが、どうも違うようである。良い計画を作るには良い実行をするためである。そのためにこの会議があると思うが、私はそこが大きなポイントと考える。私はそういった意味では先ほどご提案のあった新2020と名前も変えた方が良い。そういった問題が起こっていると知らなかったの、さっきのご提案の趣旨が今わかりました。

【会長】 よろしいでしょうか。他に何かあれば。

【委員】 私は5年では長すぎて、過去5年を振り返ってみても、全く変わっているという状況であるので、3年ぐらいが適切であると思う。ただ、問題は計画を作って実行できない部分もあると思うが、その年の計画が出来たのか出来なかったのか、きちっと評価する仕組みは町の中にはあるのか。あるとすれば毎年やっているのか。

【事務局】 事務事業評価としてやっていますが、どれだけの量をどれだけのお金・人・物を投入して、何を求めていくのかといったものをPDCAを使いながら評価をしている状況です。その評価した結果が次のアクションという形で改善に結びつけるということですが、なかなか難しいこともありますし、うまくいっているケースもあればうまくいかないケースもあろうと思いますが、システムとしてはそういったものが構築されている。

【委員】 問題はその中身である。指摘をしてもそのままやらないで過ごしてしまえば全く意味がないわけで、計画としてもそういった面がまだある。少なくとも、やれなかったものをそのまま放置しておくことが問題であり、やはり年度ごとのしっかりした検証とそれを踏まえた見直して変更をしないと、結局3年にしても同じではないか。ですから、そういったものをセットでしっかりやっていくことがやはり一番重要であると思う。

【会長】他に何かありますか。なければこの部分について終結いたします。

●「第3章 寒川町のすがた」について

【会長】 それでは、第3章寒川町のすがたについて事務局から説明をお願いします。

○事務局より「第3章 寒川町のすがた」について説明。

【会長】説明が終わったが、この部分で何か質疑等あるか。

【委員】 前回も発言したが、地産地消が進んでいるとあるが何かデータがあるのか。

【事務局】 こちらの地産地消について、町のわいわい市や路地販売も行われていることから地産地消が進められていると記述している。

【委員】 寒川町の統計2009を見ると、農業所得の所得額が1億9百万で、全体では759億です。この農業所得の推移は0.15%となっている。地産地消が進んでいるということにどうしても理解が出来ない。私の手元にある平成21年度の計画では農業に対して支出している金額が4,884万円、工業に対しては6,242万円、商業には8,674万円となっている。農業から上がってくる有益な資源を持ちながら、上がってきている資源との格差が非常にもったいない。要は収入を上げるようなことが濃厚に出していく必要があるのではないか。

【事務局】 委員ご指摘の内容については、こちらについては基本構想であり、大きな方向性を謳っているものについて今回審議をお願いしている。そちらの所得確保や増を目指すという分野については、基本計画または実施計画に基づいた施策推進となり、そちらについては、農業振興をどうするのかなどの農政サイドのパートがありますので、そういった中で位置付けていくことが考えられます。今現在の基本構想の中でしっかり書いていくことがいけないことではないですが、他の分野についても同様ですがある程度の方角性について記述している。また、改めて基本計画の中で審議いただきたい。

【委員】 実施計画について、お尋ねしたらきりがないので、後継者を育成しているとお話がありましたが、その予算が30万円。それで、後継者は何人いるんですか。そういったものを掴んでいるんですか。

【会長】 ちょっと済みません。総合計画ですので、これから実施計画の中でやるべきこと、総合計画として行うべきこと、一つひとつ審議していると審議していると時間がありませんので、地産地消に向かっても現実には寒川で取り組んでいるということです。よろしいですか。

【委員】 済みません。

【会長】 他に意見はございますか。なければこの部分について終結いたします。

●「第4章 計画策定の背景」中「1 人口・世帯数の見込み」について

【会長】 それでは、第4章策定の背景について事務局から説明をお願いします。

○事務局より「第4章 策定の背景」中「1 人口・世帯数の見込み」について説明。

【会長】 説明が終わったが、この部分で何か質疑等あるか。

【委員】 人口推計について、推計値に上限下限といった推計幅があるのか。

【事務局】 人口推計については、過去の人口動態等の事象をトレンドにより推計したものであるため、上限下限などの幅を持った推計ではなく、ポイント推計である。

【委員】 そうすると、推計として一つの数値が出てくると解釈してよろしいか。

【事務局】 はい。

【委員】 もう一点として、現行の総合計画では、平成32年の高齢人口はパーセンテージでいうと23.7%で、今回の推計では27.5%である。人口推計もあくまで推計であってズレが生じると思うが、そういったことから幅があるのではないかと思っていたが、その辺について教えて欲しい。

【事務局】 高齢人口については、現行の総合計画で23.7%で、今回の推計では27.5%ということですが、先ほど説明した誘導人口については、住居系に張り付くものとして、住宅が買える、ローンが組める年代を想定すると誘導人口の年齢構成としては生産年齢人口及び幼年人口が主なものであるが、今回の推計について誘導人口を見込んでいないことから、相対の中で老年人口が増加したものと予想されます。また、過去5年間の人口動態を見た中で寒川町の高齢化率も県内平均を上回るようになりますので、今回の結果に結びついた。

【会長】 他に何か質疑等ありますか。

【委員】 推計の方法は、一つしかないのか。

【事務局】 推計方法については、何通りかあるが、人口問題研究所でもこのコーホート要因法を使用していることから、この推計方法を使用した。

【委員】 違う方法でやってもそれほど差異はないものか。

【事務局】 変動率法で計算したところ300人ほどの差であったと思います。

【会長】 他に何か質疑等のありますか。

【委員】 老人の人口は、町にある老人ホームや老人福祉施設の入居している方も町民としているのか。

【事務局】 ここでの人口推計については、平成22年4月1日現在の住民基本台帳人口及び外国人登録者数の合計数から推計している。よって、寒川に住民登録がある方は全てこの中に含まれている。また、統計人口で推計する方法もありますが、統計人口であれば国勢調査ですので、その調査基準日に寒川に存在した方は全てカウントされますので、先ほどの老人ホームの方などについても全てこの中に入ることになります。

【委員】 これからも誰かが老人ホームを作ると寒川の老人比率は高くなるのか。そうなると介護保険などの保険料は高くなるのか。

【事務局】 高くなると思う。

【委員】 ミモザに茅ヶ崎の人が入居したら寒川の老人になるのか。カウントするのか。

【事務局】 この推計においては、住民基本台帳人口を基に推計しているので、住民票の異動があればカウントする。

【会長】 寒川駅の区画整理事業をやって人口は増えないのか。

【事務局】 駅前の区画整理については、300人と見込んでいますが、現在4万8千人を超えているところだが、事業について完了を目前であるものの、状況としては大きな変動はない。

【会 長】 基本的な考え方として、先ほど話があったように南口も整備するということになると、北口が一つの手本になると思う。そんなことから聞きたいが、全然活気がなくなってしまったようなまちづくりに金をいくら投資したら良いまちが出来るのかといっても、投資しても人口は増えない、収入は増えない、ただ投資額だけで費用対効果があるのか判断の基準が生まれてくる。人口が増えていかないという計画の中には新幹線新駅が27年度におおよそ目鼻が付いてくるというようなことでも、32年までに人口が増えないのか。そういったことが非常に心配であるが、推計人口の中に計画人口があるのかどうか。

【事務局】 この推計人口につきましては、保留人口は含まないと説明させていただいている。27年にリニアの関係でまち開きが出来ればということですが、まち開きの後の住民の張り付きなど不確定要素が多いので、この段階で入れておりません。ただし、この推計は社会的な背景として現在の状況が続いた場合どういった人口構成になってしまうのかということの基本構想ではなく序論の中で社会的な背景として押さえている。基本構想としては、概ね4万8千人の予測値としているが、県の整備開発または保全の方針の中で保留人口として、ツインの関係で3,300人の保留人口が見込まれている。社会的な背景としては約4万8千人ということになるが、2027年のツインのまちづくりがどこまで進むかによっては、そういった人口が見込まれ、5万人を超えることも可能であると考えている。

【会 長】他に何か質疑等のありますか。なければこの部分について終結いたします。

●「第4章 計画策定の背景」中「2 財政の見通し」について

【会 長】それでは、財政の見通しについて事務局から説明をお願いします。

○事務局より「第4章 策定の背景」中「2 財政の見通し」について説明。

【会 長】説明が終わったが、この部分で何か質疑等あるか。

【委 員】普通会計とあるが、特別会計や一般会計など、町民はよくわからないと思う。ここでは普通会計が正しいのか。巻末に用語解説が必要である。

【事務局】会計の呼び方はいろいろとあり、普通会計は全国標準に捉えることが出来る会計である。特別会計などは、国民健康保険、介護保険などの勘定会計や下水道などの事業会計などがあります。一般会計としては特別会計を除いたものを一般会計といいます。全国と比較する中では、普通会計とすることが望ましいと思うが、委員が言うとおりに用語解説が必要だと思いますので、巻末の中に入れていきます。

【委 員】広報などでは、普通会計と書いてなかったと思う。広報についても、総合計画に則って書くようにして欲しい。町民も混乱する。

【事務局】広報につきましては普通会計ではなく、一般会計と記載している。他市町村と比較する上で普通会計を使っているが、そのような目線ではなく、町

の財政として一般会計、特別会計として財政の説明を行っている。統一的な表現に努めていく。

【会 長】 どちらかの会計の名称に一本化していくということによろしいか。どちらに絞っていくのか。

【事務局】 財政と調整させていただきたい。総合計画については全国的に出る可能性があるので、今のところ普通会計とさせていただきたい。

【会 長】 他に何か質疑等のありますか。

【委 員】 27年度から32年度まで起債が含まれていないのはわかる。ただ、過去の数値はどのようになるのか。そういった意味で12年度や17年度、22年度というものはどのような数値になるのか。というのも、将来の数値についても比較的にわかりやすいと思う。また、これは何によって変わってくるのか。例えば人口や高齢化率によってどうかかわるのか。少なくとも27年と32年を見たときに人口は減っているけども、額は上がっている。これは景気の影響や成長率をどの程度見ているかによって変わってくると思うが、これは総合計画としてこのぐらいでありたいと思うものなのか、確率の高いものなのかその辺はいかがか。その辺を知るためには前のデータがあればわかりやすい。

【事務局】 最初の点ですが、今データがありませんので、次回にお示しできればと思います。27年と32年については財政推計の見方として、これまでの経緯を見た中でその推移を測り推計しておりますが、人口等については加味していない。現在の収入状況を過去からの推移により推計している。

【会 長】 固定資産税が主なものか。

【事務局】 寒川町の収入としての基幹税目は、町税の中の固定資産税となりますが、この推計にあたっては、税務課へ10年間の推計を立ててもらっている。そのような中で償却資産がどれだけあるのか、どの程度償却されているのか、そういったものも含めながら算出している。具体的には、町民税全体で23年度ベースでは30億5,350万円で、32年度では33億350万円です。固定資産税については23年度推計では42億2,159万円、32年度では41億492千円となっております。そういった中23年度を100%として見た場合、32年度は101%となります。このように財政推計としては、それぞれ個別に推計して積み上げたものです。

【委 員】 町民税が増えるような計画ですが、高齢化が進み、人口も減っている推測の中で増える要素はないと思うが、大丈夫なのか。

【事務局】 ご指摘のとおりだと思いますが、今の状況の中で推計を立てると、このような状況となるということですが、委員からご指摘のとおり高齢人口が増えて、生産年齢人口が減る状況の中では、町民税が減る要因である。

【委 員】 初めてこのような会議に参加したが、町が収入を得るような方向に持って行くことは考えてはいないのか。例えば町道を拡幅することで、その周りの発展が進む。そういったものを町が投資としてやっていくことによって人口を維持し、収入を増やす。そのようなことについてこの計画の中では考えないのか。

【事務局】 委員からご質問のありましたこの件については、人口誘導策にあたるもの

だと思う。例えば田端の特定保留が係っている調整区域に工場が張り付き、従業員が移住してきた場合、それに伴ってその人達の住居や寮などをどこに確保するのかなど、総合的なビジョンを示していくのも総合計画の役割だと思うが、現段階では工業系の誘導人口であればそれほど見込むことができないと思う。

【委員】 総合計画なのでその時勢に応じて、町が考えているような工場一つばかり持ってくるのではなく、町全体の価値観を上げることによって、町は税収を得ることが出来るので、そういうものを総合計画の中では考えていく必要があるのではないか。

【事務局】 人口が増えればいいのではなく、どの階層の人口が張り付いていくかによっても町の将来は変わってくると思う。そういった中でもツインシティや田端のまちづくりを推進することで、今ある推計値4万8千人の中でも高齢人口が27%となっているが、そのようにならないような施策展開が必要であると考えますが、どこどこに何人などといった具現性のあるものについてはこの段階では明示しておりません。総合計画ではそこまで出すべきであるといったご意見もあろう事かと思うが、他市町村の事例等を見てみてもそこまで具体性を持った人口推計は見受けられない。

【委員】 これからの若い人達に、今国で言われているとおり一人の若者が何人のとしよりを見なければいけないといった社会情勢になってきてしまう時代が来てしまっているが、その若者達の肩に載せてしまって知らん顔も行政は出来ない。行政は何をやるかというとお金で解決する。お金で解決するには町に予算がなければ出来ない。その予算を作る手段としての話だが、実際に我が家では農地であったが道路が良くなったので駐車場に農地を変更したら、農地の350倍ぐらいの固定資産税が町にとられてしまった。そうすると町はそれだけ税収が上がることになる。だからこの計画の中にそういったことも考えて道路整備だとかを投資することで、人を増やさず、税収のみ増やす方法を考えるような計画を考えたらいいのではないか。

【事務局】 今のご意見については、町の活性化についてと思います。そういったものについては基本計画に入っていると思うが、その部分でご審議いただきたい。

【会長】 基本計画では、国の方でも特区制度や工業地帯の育成とかあるいはインターチェンジの周りをどうするのかというような意見になると思うが、そういった中で審議いただきたいと思う。次の方どうぞ。

【委員】 今回のこの序論は計画の背景と思うが、前段では人口は増えて減少すると、財政も下がってくる。従前は右肩上がりの計画づくりをずっとしてきて、ここに来て右肩が下がってくるように大きく流れが変わってきて、次の社会情勢の変化の中にも認識はありますが、その辺で計画の構想は今までと変わらないとしている。この辺のアンバランスについてどのように考えているのか。

【事務局】 基本構想の序論にも認識といった部分については、このように現状認識としてみており、今後の方向性についても変わっていないというご意見だと思うが、そちらについては、基本構想として大きな目標的な表現となっており、また、大きく持っていないと全ての事業が溶け込ませることができないので、そういった中で人口減少等があるが、事業自体はどのようなものでも対応できるよう記述されている。

【委員】 財政や人口が減っていく中で、開発思想的な要素でずっと来ている。特に心配するのが、倉見の新幹線の駅が寒川の財政規模や人口で本当に出来るのか。その辺の認識がずっと同じであることに少し疑問がある。その辺を明快に答えていただければいいが、曖昧な感じなので。それとJR東海がリニアが出来るのでやるという方向に変わってきた。JRも通勤新幹線を狙っている。そうなると開発余力があるところに作った方が効果的であるが、既に市街地が張り付いている倉見に出来るのか疑問である。ただし、ツインシティは欲しい。それがなくなってしまうと全く可能性がなくなってしまうし、ツインシティは欲しいけども新幹線は本当に出来るだけの能力があるのか。今のまま進んでいくのか。その辺の説明をお願いしたい。

【事務局】 町としては、町長の方針に従い、新幹線誘致によりまち開きをしていきたいと考えているが、お金の問題として難しいものがある。そういった中で、町だけではなく県や近隣市町との連携の中でいかに新幹線新駅について現実のものにするかということで、汗を流していかなければいけない。

【委員】 本当はもっと別なところでやるべきなのかもしれないが、県は相模川に橋を架けるとか、都市計画道路を整備してくるなど役割分担でやると思うので、区画整理をすとか駅前広場を整備すとか2線4線の確保など周辺の市町も若干の支援はあると思うが、ほとんど寒川町が負担しなければならぬ。今の寒川駅北口の比ではないと思う。そのような中での計画づくりとして、回答は求めないですが、進んでいただければと思うが。

【会長】 その辺については、県の総合計画の中で位置付けております。これは横浜小田原間の50kmの中間に相模線が通っているということもあったので、ここに岡崎知事の時代に位置付けられた。3駅あった中で中心で倉見に決定した。促進既成同盟会として県下の市町が構成員となり、その音頭取りは県で行っている。その計画がツインシティ計画として事務局は県の出張所として役場の中にある。平塚側としては橋を架けること、場所を決定したこと、用途地域の変更をしたこと、これらが済んでいるが、倉見側はまだ進んでいない。費用については神奈川県で相当の金額、あるいは国でその責任を負うと、それに基づいて国はさがみ縦貫道路沿いに特区制を引くと神奈川県では申請をしている。これは技術、産業集積ということで一つの新しい時代の企業を誘致しようという方針で、これはまだきちっとした姿で表には出ていないが、やる意志は知事も十分にその意志で進んでいる。ただ、用途地域の変更をあまり早くからやると買いあさりや資本力の差によって混乱を招くため、一つひとつきちっと寒川町と一緒にやっていく姿勢であるのでご理解いただきたい。以上です。他に質問があれば。なければ、ここで5分程度休憩したいと思います。暫時休憩します。

< 5分間休憩 >

● 「第4章 計画策定の背景」中「3 社会経済環境変化に対する認識」について

【会長】 それでは休憩を解いて会議を再開します。それでは、3 社会経済環境の変化に対する認識について事務局から説明をお願いします。

○事務局より「第4章 策定の背景」中「3 社会経済環境変化に対する認識」について説明。

【会長】 説明が終わったが、この部分で何か質疑等あるか。

【委員】 3番目の安心安全社会に対する認識だが、この認識というのが計画を立てるにあたっての非常に大きな要素となる。今現在どういった問題があってどういう認識をしているかが大切である。3番目の安心安全社会への認識について防犯のことが何もかかれていない。神奈川県警の説明会があった時、防犯に対して寒川町は県下の37市町村の中で9番目か10番目で結構犯罪が多い。町民アンケートの中にも防犯対策への充実があると思うので、特に防犯体制の充実をすとか、そういったことが必要であると入れていただきたい。

【事務局】 今委員の言われた分野について、第3章の分野になると思うが、この分野は防災・防犯など命に関わる分野となっている。この中で地震等の記述はされているが、防犯等に対するものの記述が弱いとの指摘であるので、こちらの防犯に関する部分について追加記述するよう調整する。

【委員】 魅力ある産業の活性化に対する認識について、上から4行目の広域交通の利便性が見込まれる中、優良企業の誘致を促進しと記述されているが、優良企業の誘致だけではないと思う。例えば道路などができれば神社への参拝者が増え、商店街なども少しは活気づくのではないか。その他のメリットについても活用すべきではないか。ここでは優良企業の誘致だけに限らないでその様なことも書いた方がいいのでは。

【事務局】 今のご意見に対しても同様ですが、下から2行目に魅力あるまちづくりには観光対策が不可欠であると、企業誘致だけではなく観光についても記載されているところだが、商業や魅力あるまちづくりなど入れた方が良いとの指摘であるので、産業振興課及び関連課と調整する。

【委員】 厳しい経済環境に対する認識では、総合計画において町の意気込みをここに書いて欲しい。計画的で効率的な行財政運営を推進すると書いているが、厳しい経済環境を受け財政の方でもするというので、こういったものも入れておいて欲しい。

【事務局】 今のご意見ですが、そういったものについて、下の地方分権に対する認識の中で行財政改革などを入れ込んでいる。この中では序論であることから、具体的に何をどのようにするなどではなく、一定の表現の中にとどめているが、効率的な行財政運営について地方分権の中で謳っている。次の項目に出てくるが、計画策定にあたっての基本的な視点というところの1番下の段の効率的な行財政運営で記載している。序論の中で記載することでこの計画全体に網をかけることとなる。この計画を推進するにあたっては効率的な行財政運営がどの項目にも当然に適用されるものである。

【委員】 要は、そういった認識があったからこそ、基本的な視点としたのではないか。それだけこの認識については重要であるということである。更に言えば次の地方分権に対する認識も次のページの1番最初のところで町民参加のまちづくりとしている。この認識としては寒川町は前期の時に自治基本条例を制定して町民が参加する協働のまちづくりをすることを基に10ページで記載されている町民参加のまちづくりが出てきている。この認識というのは、現状をどのように町が認識して、それと同じことを町民も認識していることが大事である。だからこそ地方分権の認識のところも自治基本条例を制定したとか、町民参加の協働のまちづくりなどが認識されるようになったとかをこの地方分権の認識のところを書くべきと思うが。

【事務局】 この地方分権というのは、地方分権改革の推進として、市町村が自立した

地方自治体としての趣旨があったと思いますが、町民参加のまちづくりについては、確かに地方分権の一つかとは思いますが、ここの地方分権の中だけ町民参加のまちづくりで良いというわけではなく、都市基盤整備にも町民参加のまちづくりがあり、環境エネルギーにも、安心安全の中にも、すべてに町民参加のまちづくりがあると考えると、この地方分権の中に溶け込ませてしまうと他の分野についてもすべて記載しなければいけなくなることから、10ページの中ですべての施策に対する基本的な視点として設けている。この中に記載することは構わないが、書くことによって逆に限定的になってしまうこともあるので、次のページですべてに適用する方がスマートではないかと事務局としては考えている。しかし、審議会としてこちらに記載した方が良いとの意見であれば検討してみたい。

【委員】 地方分権は、地方のことは地方で決めることである。そのためには、行政に任せっぱなしでは駄目である。そこの町民も参画してまちづくりを行うことである。寒川町の町民全体の動きを見てみると町民の方が参加しているかという点と必ずしもそうではない。どちらかという点かなり低いと思う。だからこそ、ここの認識として意見を言わせていただいた。

【会長】 意見として伺います。他に意見等のある方はいるか。

【委員】 道路の整備について、県道とか国道とかは出ていると思うが、町内の整備についてはどの分野で語ろうとしているのか。都市基盤の整備の部分なのか。その辺をよく検討していただきたい。

【会長】 いろいろな社会の認識の中で、事務局の方でこういったものを作る中で、安心安全として高齢者が増えているとは書いているが、子育てについても地域格差が多い。例えば寒川と茅ヶ崎を比べたり、藤沢と比べる人が多い。医療費助成なども格差が多いので、広域の認識の中で道路に対しては書いているが、こういった対策を取っていくかなど必要ではないか。高齢化社会になった時に今の歩道が今のままで良いのかどうか。そういった問題も認識の中で受け止めておかなければいけないのではないかと。これは参考意見としておきます。

【意見】 町も認識しておいて欲しいと思うのは、魅力ある産業の活性化などの部分にはいると思うが、寒川神社が年間250万人の人を集めてくれるのに、寒川町に3時間その人達を留め置けないという寒川の現状を認識すべきである。産業に発展だの活性化だの言ってみたとところで、町もこの辺を認識して少しは考えていかないと町は発展しない。

【会長】 他に意見等ありますか。なければこの部分について終結いたします。

●「第4章 計画策定の背景」中「4 計画策定にあたっての基本的な視点」について

【会長】 それでは、4計画策定にあたっての基本的な視点について事務局から説明をお願いします。

○事務局より「第4章 策定の背景」中「4 計画策定にあたっての基本的な視点」について説明。

【会長】 説明が終わったが、この部分で何か質疑等あるか。

【委員】ここでは計画策定にあたっての視点としている。視点とは何か見るのか。そうではなくて、これから決める後期基本計画に対してこういった姿勢をもって町はやるということであるので、視点ではなく姿勢ではないか。

【事務局】委員のご指摘ですが、確かに目を持って見るというよりも、身体ごと向き合い取り組んでいくほうが表現として適切であるので、視点を姿勢に変えさせていただきます。

【委員】計画策定にあたっての基本的な姿勢としてはいいが、民間もそうだがPDC AのうちC Aが弱い。計画を作るまではしっかりと作るが、それを受けてどうしっかりチェックして、それをどう活かすのか。この中にもう一項目設けて謳っていただきたいと思う。

【事務局】今の委員のご意見について、PDC AのC Aについては確かに弱い面もある。検討組織の中で検討させていただきたい。

【委員】広域行政の2市1町とは、藤沢と茅ヶ崎と寒川か。では、5市3町はどこどこか。よくわからない。

【事務局】ご指摘のとおりである。正式に市町村名を記載するよう修正する。

【委員】今後、基本構想に入っていくわけだが、前半の序論についてはかなり変更しているが、後半の基本構想について変更可能であるのか。考え方をお聞かせいただきたい。

【事務局】こちらについては、審議会のご意見であるので、ご意見として伺い、町の中でご意見について検討させていただきたい。

【委員】税金が減って、老人人口が増えて、結構シリアスな問題であるが、計画全体的に暗い感じがする。町の発展をどのようにするのか。観光や都市型農業、寒川神社をどうするのかなどは明るくする部分だと思う。やはり明るくする部分をもう少しボリュームを増やしていきたい。全体的に暗いイメージでこれで良いのかと思う。もう少し明るくしたいと思うが。

【会長】計画そのものが右肩下がりである。ちょっと全体が暗い感じを受けるが、寒川の将来を考えた時にどうなのか。もう少し明るい意見はないのかと言った意見だが。産業観光などいろいろあると思う。

【委員】寒川の分析だけやっているのではなく、神奈川県下の市町村とかと対比すると、寒川はすばらしいといった面がたくさんある。そういった点が他と比較して説明してもらえるとわかりやすい。寒川だけ分析すると暗いイメージになってしまうこともあるかもしれない。

【会長】感想であるが、行政がリードしてもらおうような、同じことをやるにしてもちょっと植栽を作るとか、花壇を作るとか、段差をなくすとか、信号機をどうするかなど先程の防犯みたいに明るいまちづくりを作っていくだろうか。

【事務局】序論の中では現状把握といった部分が多くありますので、どうしても現状はこうであるといったことで、どうしても暗くなってしまう部分が多いと思う。これまでは現状でしたが、これを踏まえて今後どうするのかという形になっていくものと考えているが、現状を見てしまうとどうしても暗めになってしまう。今後の基本構想の中では都市構造的なものもあるので、

もう少し明るい未来とか、町は今後こういう風になっていくなどある程度見えてくるが、現状を見た上で今までと比較すると仕方ないのかと思う。

【委員】 要は、課題の取扱いとして明るい要素をどう取り扱うかということになると思う。例えば観光のところでも町が発展するという言葉を入れた観光施策をやるということであればいいが、それなりにまとめてしまうと、明るさが見えてこない。あまり大きな期待感を持たせるのは良くないと思うが、でも発展していかなければいけないわけなので、そういったところをどう取り扱うかだと思う。

【会長】 一般的に寒川の町民は真面目で、美化運動などもびっくりするぐらい一生懸命やっている。こういった心を大事にして、行政はやはりそのリーダーとなって、先頭を切っているいろいろなことをやっていかなければいけないと思う。そういったことについては、広域的に海老名市を見たり藤沢市を見たりして、良い点を広域的にやらなければいけない問題として道路や歩道の問題もきちっとして大きな意味で近隣の市町村と連携を取りながら同じように進めていかないと、寒川に来たらどうも道路も悪い何も悪いでは困るので、そういった大きな広域的な連携も積極的に取り組んでもらいたい。それらを総合計画の中に位置付けられたらいいと思う。これは意見です。他に意見等がないようですので、本日はこれで終了したいと思います。次回の会議予定はどうか。

【事務局】 次回の会議については、11月18日（木）午後1時30分より、場所については、この場所となる。今回は基本構想部分の審議となるので、出席についてお願いします。

8. 閉 会

【会長】 それでは次回は、11月18日（木）午後1時30分よりこの場所で行うので出席についてお願いします。その他については特にないようなので、日程は滞りなく終了した。本日はこれで終了する。

以 上